

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県教育委員会規則第十一号

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する規則（平成二十七年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例別表第一の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一の五の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>2 条例別表第一の六の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援助金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>3 条例別表第一の七の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の支援助金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援助金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>4 条例別表第一の八の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実について</p>	<p>（条例別表第一の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一の三の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>2 条例別表第一の四の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援助金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>3 条例別表第一の五の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の支援助金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援助金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>4 条例別表第一の六の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実について</p>

5 の審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。
条例別表第一の九の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の就学のための援助に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

5 の審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。
条例別表第一の七の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の就学のための援助に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。